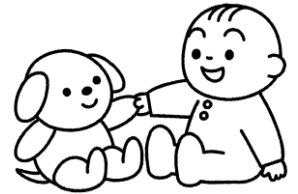




一時預かり事業のお知らせ



週3日以内のお仕事や、病気通院、家族の看護、冠婚葬祭などの理由による一時的な預かりや、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を緩和する育児リフレッシュのための一時預かりを実施しています。

○実施施設

子育て総合支援センター

千里丘東1丁目16-2

TEL 072-631-9428

認定こども園 千里丘愛育園

千里丘3丁目16-7

TEL 06-6387-7172

認定こども園 せつつ遊育園

三島3丁目13-1

TEL 06-6382-0307

認定こども園 つるのひまわり園

鶴野2丁目7-16

TEL 072-632-1115

認定こども園 正雀愛育園

正雀4丁目12-23

TEL 06-6382-2600

認定こども園 一津屋愛育園

一津屋1丁目37-9

TEL 06-6340-2107

認定こども園 摂津ひかり幼稚園

鳥飼八防2丁目6-11

TEL 072-654-2255

認定こども園 摂津ひかり保育園

鳥飼本町1丁目11-1

TEL 072-650-0123

認定こども園 とりかい遊育園

鳥飼中1丁目20-1

TEL 072-654-5093

認定こども園 とりかいひがし遊育園

鳥飼上3丁目2-25

TEL 072-654-8041

○対象児童 摂津市内在住が原則（生後3ヶ月から～就学前まで）

ただし、とりかい遊育園・摂津ひかりにこにこ保育園・つるのひまわり園は
生後6ヶ月から就学前まで

○利用理由 ①仕事・職業訓練・学校・病気による通院等での利用の場合、週3日以内

②育児リフレッシュによる利用の場合、週3日以内

（※子育て総合支援センターのみ、月当たり4日が上限。）

③入院・出産・看護等、緊急かつ連続しての利用が必要な場合、連続して1ヶ月以内

○利用日時 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時

延長・土曜日の保育は行っていません。

○利用料 3歳未満児：日額2,000円 3歳以上児：日額1,500円

※半日利用の場合は半額になります（9時～13時、13時～17時）

※給食やおやつ等の飲食物費が別途必要です。

※生活保護世帯の方等を対象とした補助金制度がございます。

詳しくは裏面をご覧ください

○利用方法 利用する各園で、一時預かりの登録と申込を行ってください。

問い合わせ：摂津市三島1-1-1 摂津市こども家庭部保育教育課 TEL 06-6383-1184（直通）



【 一時預かり事業（一般型）利用者補助金のご案内 】

※令和7年4月以降の利用が対象

○次のいずれかに該当する方は、利用料に対して補助金が交付されます。（飲食物費等は対象外です。）

- ①生活保護世帯の方
- ②保護者及び当該保護者と同じの世帯の方が、市町村民税を課されない方
- ③保護者及び当該保護者と同じの世帯の方が、市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満の方
- ④市から特に支援が必要と認めた世帯で、負担額を軽減することが適当であると認められた方

○補助金の額

- ①～③の方→ 上限2,000円
- ④の方→ 上限1,500円

実際にお支払いした額と上限額を比較して、少ない額をお支払いします。

○申請の流れ

「摂津市一時預かり事業（一般型）利用者補助金申請書」を、利用のあった日が属する翌月以降に摂津市役所保育教育課に提出してください。①に該当する方は、「生活保護受給証明書（原本）」の添付が必要です。

申請の後日に「摂津市一時預かり事業（一般型）利用者補助金交付決定通知書」と「摂津市一時預かり事業（一般型）利用者補助金交付請求書」をお渡しいたしますので、請求書を摂津市役所保育教育課に提出してください。請求後約1カ月ほどでご指定の口座にお振込みいたします。

※申請書のデータは市HPからダウンロードしていただくか、市役所の窓口でお渡しいたします。

